

境界確定協議書添付図書の作成要領

① 現地案内図

- ・住宅地図、都市計画基本図等によることとし、周辺の地形及び方位を略記し、申請箇所を朱色で表示してください。

② 公図の写し

- ・公図の写しは、法務局備付けの不動産登記法第14条第1項で規定する地図によること。

・道路、水路等は、旧公図も閲覧し、必ずそのとおりに着色してください。

- ・賛写は、協議に必要と思われる部分を正確かつ広範囲（A4以上）に行い、次に掲げる事項を記入してください。

- (1) 縮尺（表示のあるもののみ）及び方位
- (2) 字名、地番及び地目
- (3) 境界の確認をしようとする箇所（朱書明記）
- (4) 法務局の名称
- (5) 調査年月日及び調査者資格、氏名、印

- ・公図が2枚以上にわたる（例えば、町界・字界）に存するときは、各字界公図とともに合成公図を作成し、申請箇所を朱書明記してください。なお、縮尺、方位等が現地と大きく食い違っているような場合には、現地調査を十分行い作成してください。

③ 実測平面図

- ・申請箇所を中心とし現地の状況が明確に把握できるよう、周辺部の地形及び地上物件を正確に表示した図面（縮尺1/250から1/600）に、次に掲げる事項を記入してください。

- (1) 縮尺及び方位
- (2) 横断面図の横断箇所
- (3) 道路、河川、鉄道等の名称
- (4) 境界の確認をしようとする箇所（朱書明記）
- (5) 図面の作成年月日及び作成者の資格、氏名、印

④ 横断面図

- ・境界線の起点終点、屈曲点及び20メートル毎（直線部分が20メートル以上になる場合に限る。）の各点について作製してください。（縮尺1/10から1/100）

⑤ 土地調書

- ・申請箇所の隣接地について、登記簿に記載されている内容を土地調書に記載してください。なお、現住所などが異なる場合には、その旨明記してください。

⑥ 協議者所有地に係る登記簿謄本（発行後3ヶ月以内のもの）

- ・未登記の場合は、その所有権原を証する売買契約書等の書面。
- ・登記名義人が死亡し、相続登記の手続きがなされていない場合は、相続関係を示す説明図を作成し、作成者氏名を記入押印してください。（原則として本人作成のこと。）

⑦ 現地協議確認書

- ・立会者の住所、氏名は、必ず本人記入とすること。ただし、会社等の法人の場合にはこの限りでない。

⑧ その他

- ・丸亀市所管の法定外財産であるかどうかは、事前に公図、旧公図等を充分に調査し、確認のうえ申請してください。

<協議方式>

① 境界確定協議書（1部）の提出

- ・協議書は不調の場合も返却はしません。

② 現地協議確認書・境界確定書（2部）を提出について

- ・立会者欄には、協議(点)線と隣接する土地の所有者及び農道・水路管理者、水利関係責任者、自治会長）等に記入・押印してもらってください。

- ・添付する書類：(1)実測平面図(2)横断面図(3)境界を表した現地の写真を添付してください。

(1) 実測平面図には将来復元できるよう公共座標値を記入してください。（やむを得ない場合は任意座標でもかまわない）

(3) 境界を表した現地の写真は、なるべく背景が入るよう写してください。なお、任意座標をとられた場合は、座標計算の際の基準点も写してください。

- ・現地協議確認書、境界確定書、実測平面図、横断面図、現地写真をセットにして綴じ、協議者の割り印を押してください。

- ・現地協議確認書・境界確定書（A3）をセットにして提出してください。（立会者の数が多い場合など、やむを得ない場合は現地協議確認書（1部）・境界確定書（2部）を提出してください。）

- ・市長の検認成立後、公印を押印し、1部を交付する。

<立会方式>

① 境界立会申請書（2部）の提出

- ・現地立会確認後、立会確認印を押印し、1部を交付する。

- ・境界確認が成立しなかった場合、申請書の意見を聴取したうえで、1部返却する。